

令和 7 年度 相互評価

飯田短期大学

自己点検・評価報告書

令和 7 年 7 月

目次

自己点検・評価報告書.....	2
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	3
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	20
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	22
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	26
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	26
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	31
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	35
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	37
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	42
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	42
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	46
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	48
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、仁愛女子短期大学との相互評価を受けるために、飯田短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 7 月 29 日

理事長

高松 彰充

学長

武分 祥子

ALO

三浦 弥生

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人高松学園は、真宗大谷派善勝寺高松了秀住職の「新しい時代にふさわしい教養豊かな女性を、伝統の念仏の心をもとに育てたい」という願いから、昭和 33 年に設立され、翌 34 年飯田女子高等学校が誕生した。昭和 42 年には、伊那谷初の女子高等教育の場、飯田女子短期大学を生み出し、さらに 100 年の伝統を持つ幼児教育の名門慈光幼稚園を併合し、幼児教育から高等教育まで含む総合学園に成長した。昭和 60 年、伊那市にあった信州学園伊那女子高等学校が伊那西高等学校として経営移管され上伊那の女子教育の一端も担うこととなり、名実ともに伊那谷の心の学園として発展した。

当初は飯田女子短期大学として、家政科と保育科の 2 学科で開学したが、漸次、学科内の専攻、定員を拡大し、平成 8 年には看護学科を開設し 3 学科を擁する短期大学となった。その後、社会情勢の変化や高校生の志望動向を鑑み、学科内の改編及び共学化に伴う校名変更を行い現在の構成となっている。

<学校法人の沿革>

大正 3 年 4 月	慈光幼稚園開園
昭和 33 年 10 月	学校法人高松学園設置の認可を受けた 初代理事長 高松了秀
昭和 33 年 10 月	飯田女子高等学校設置の認可を受けた
昭和 34 年 4 月	飯田女子高等学校開校
昭和 41 年 8 月	慈光幼稚園を学校法人高松学園に編入の認可を受けた
昭和 42 年 1 月	学校法人高松学園の寄附行為変更並びに飯田女子短期大学設置の認可を受けた
昭和 42 年 4 月	飯田女子短期大学開学
昭和 60 年 3 月	学校法人信州学園経営の伊那女子高等学校を設置者変更のための寄附行為変更について認可を受けた
昭和 60 年 4 月	伊那女子高等学校を伊那西高等学校と名称を変更し開校
平成 3 年 3 月	学校法人高松学園理事長に高松信英が就任
平成 20 年 4 月	慈光幼稚園が長野県知事より認可を受け「認定こども園」に転換、児童福祉施設「慈光めぐみ保育園」を開設
平成 25 年 4 月	学校法人高松学園理事長に高松彰充が就任
平成 27 年 4 月	認定こども園慈光幼稚園は新認定こども園法施行により、幼保連携型認定こども園に移行。これに伴い慈光めぐみ保育園は廃止
平成 29 年 4 月	飯田女子高等学校通信制課程普通科開設
令和 5 年 4 月	男女共学化に伴い飯田女子短期大学から飯田短期大学へ校名変更

<短期大学の沿革>

昭和 42 年 4 月	飯田女子短期大学開学 (家政科入学定員 100 名・保育科入学定員 50 名) 中学校教諭(家庭)及び保母・幼稚園教諭(保育)の養成課程として認可を受けた
昭和 43 年 4 月	家政科を家政専攻(入学定員 50 名)と食物栄養専攻(入学定員 50 名)とに分離し、食物栄養専攻は栄養士養成課程として認可を受けた
昭和 44 年 4 月	家政科家政専攻の入学定員を 100 名に変更 中学校教諭(家庭・保健)及び養護教諭養成課程として認可を受けた
昭和 47 年 4 月	家政科を家政学科に保育科を幼児教育学科に名称変更
昭和 51 年 4 月	幼児教育学科の入学定員を 100 名に変更
昭和 59 年 4 月	幼児教育学科に幼児教育コースと社会福祉コースを設定
平成 8 年 4 月	看護学科開設(入学定員 60 名・3 年制)
平成 9 年 4 月	家政学科家政専攻に生活デザインコースと健康生活コースを設定
平成 11 年 4 月	専攻科地域看護学専攻(入学定員 15 名)・助産学専攻(入学定員 5 名)を開設
平成 12 年 3 月	家政学科家政専攻を家政専攻(入学定員 60 名)と生活福祉専攻(入学定員 40 名)に分離し、生活福祉専攻は介護福祉士養成課程として認可を受けた
平成 12 年 4 月	家政学科家政専攻において中学校教諭(家庭・保健)養成課程を廃止し、新たに養護教諭養成課程とした 家政専攻健康生活コースを保健養護コースに名称変更 幼児教育学科社会福祉コースを福祉心理コースに名称変更
平成 13 年 4 月	専攻科福祉専攻(入学定員 20 名)を開設
平成 15 年 4 月	専攻科地域看護学専攻及び助産学専攻が独立行政法人大学評価・学位授与機構の専攻科としての認定を受けた
平成 15 年 4 月	地域の多様なニーズに対応するため生涯学習センターを設置
平成 17 年 3 月	家政学科食物栄養専攻が栄養教諭養成課程として認定された
平成 17 年 4 月	家政学科家政専攻生活デザインコースを生活造形コースに名称変更
平成 18 年 3 月	私立学校法の改正に伴い、寄付行為を変更、文部科学大臣の認可を得た
平成 20 年 4 月	文部科学省と独立行政法人大学評価・学位授与機構の認可を受けた 専攻科養護教育専攻(入学定員 10 名 修業年限 2 年)を開設 取得可能資格 養護教諭一種免許状

飯田短期大学

平成 21 年 4 月	文部科学省と独立行政法人大学評価・学位授与機構の認可を受けた 専攻科幼児教育専攻（入学定員 10 名 修業年限 2 年）を開設 取得可能資格 幼稚園教諭一種免許状
平成 21 年 4 月	家政学科家政専攻の入学定員を 60 名から 40 名に 幼児教育学科の入学定員を 100 名から 80 名に変更
平成 22 年 7 月	キャンパス内の地域響流館に地域子育て支援の場「わいわいひろば」を開設
平成 25 年 3 月	幼児教育学科の 2 コース（幼児教育コースと福祉心理コース）を統合
平成 26 年 3 月	専攻科福祉専攻を廃止
平成 28 年 4 月	家政学科家政専攻の 2 コース（生活造形コースと保健養護コース）を統合
平成 29 年 4 月	飯田女子短期大学介護福祉士実務者学校開設
平成 31 年 3 月	専攻科幼児教育専攻を廃止
令和 3 年 4 月	幼児教育学科の入学定員を 80 名から 60 名へ変更
令和 4 年 4 月	生活福祉専攻を介護福祉専攻へ名称変更
令和 5 年 4 月	男女共学化に伴い飯田女子短期大学から飯田短期大学へ校名変更し、家政学科を生活科学学科へ、家政専攻を生活科学専攻へ名称変更

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

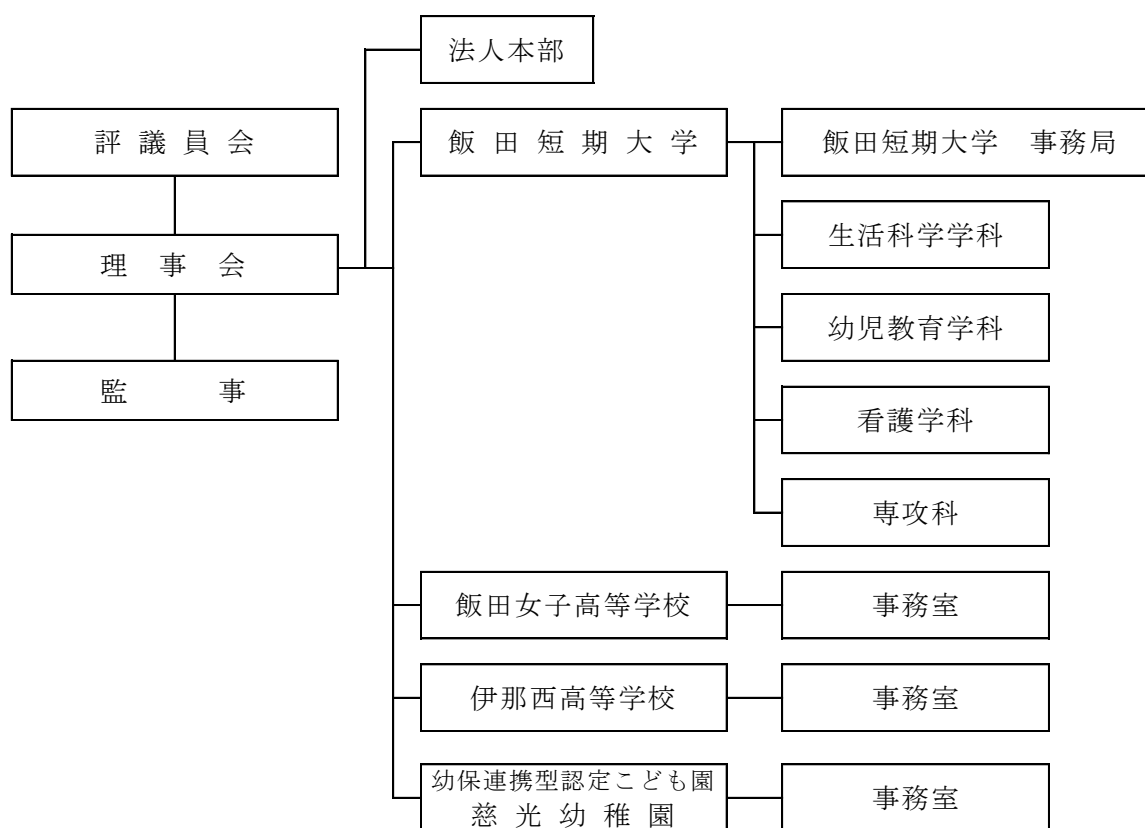
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
飯田短期大学	長野県飯田市松尾代田 610	250	560	397
飯田女子高等学校 全日制普通科	長野県飯田市上郷飯沼 3135-3	210	640	488
飯田女子高等学校 通信制普通科	長野県飯田市上郷飯沼 3135-3	—	240	84

飯田短期大学

伊那西高等学校	長野県伊那市西春近 4851	170	520	369
幼保連携型認定 こども園慈光幼稚園	長野県飯田市伝馬町 2-31	—	180	148

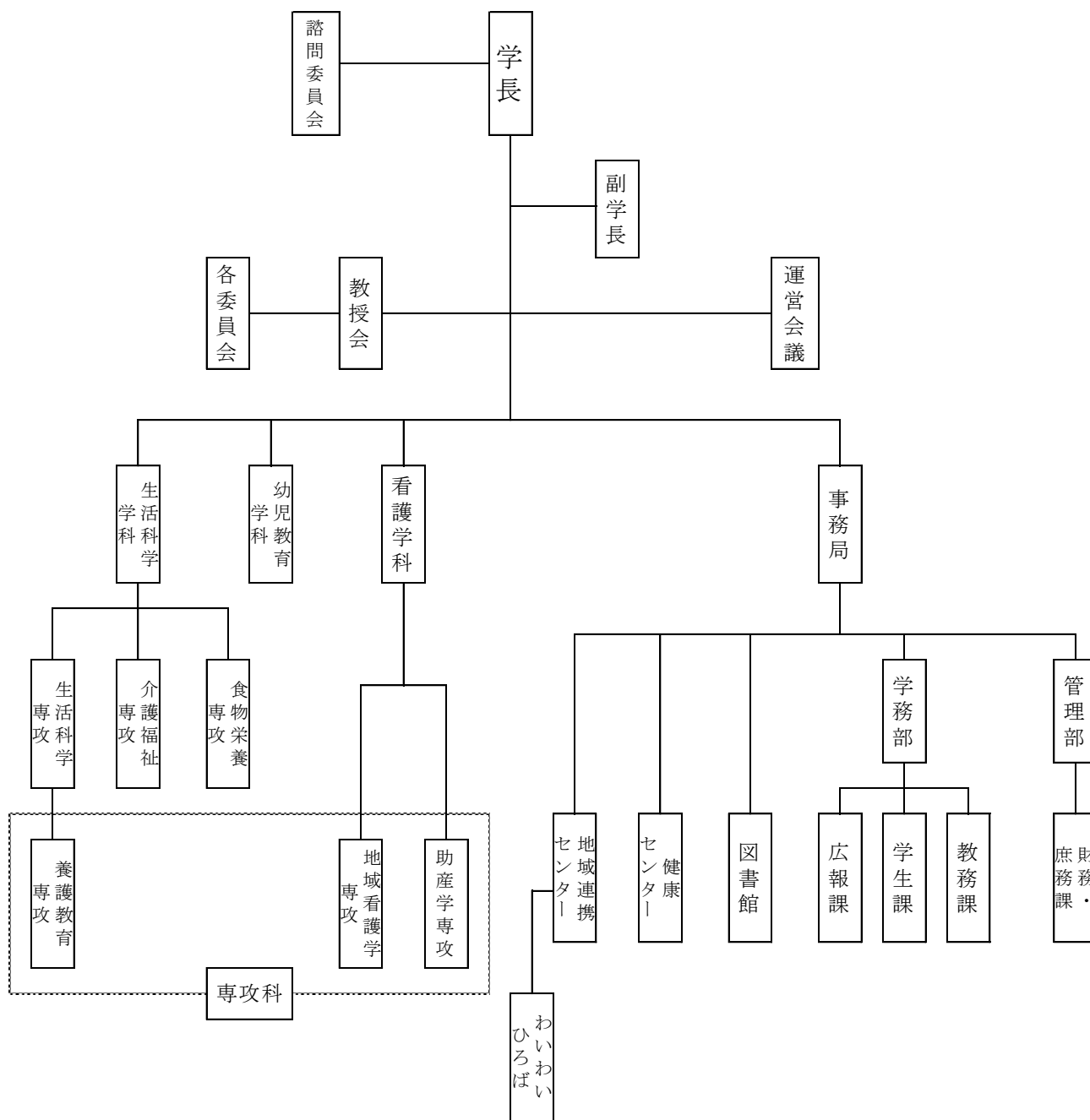
(3) 学校法人・短期大学の組織図

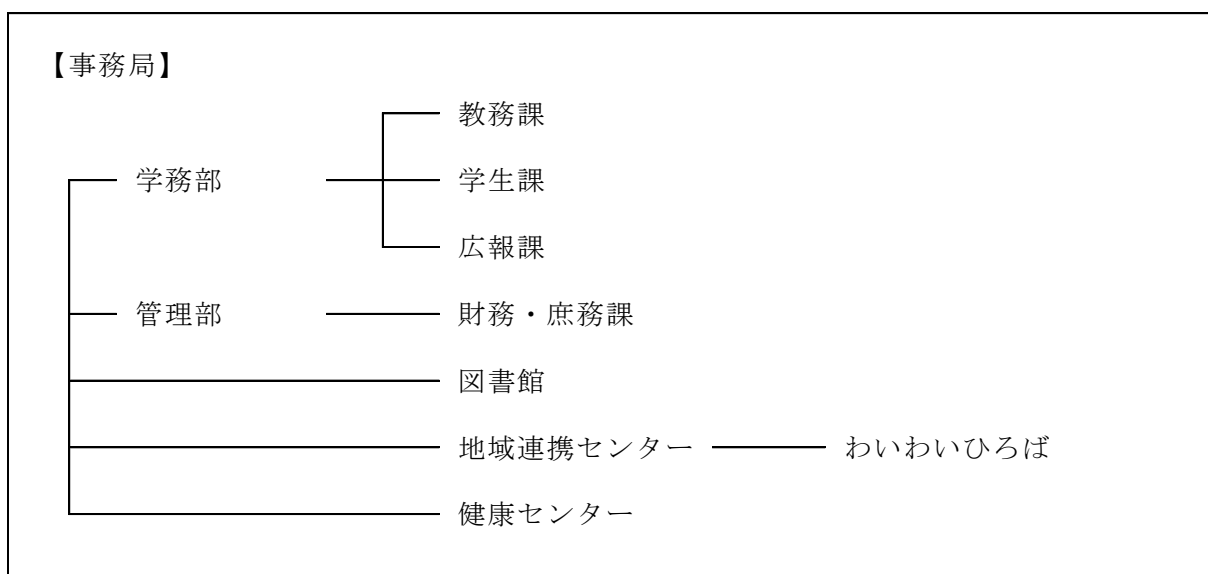
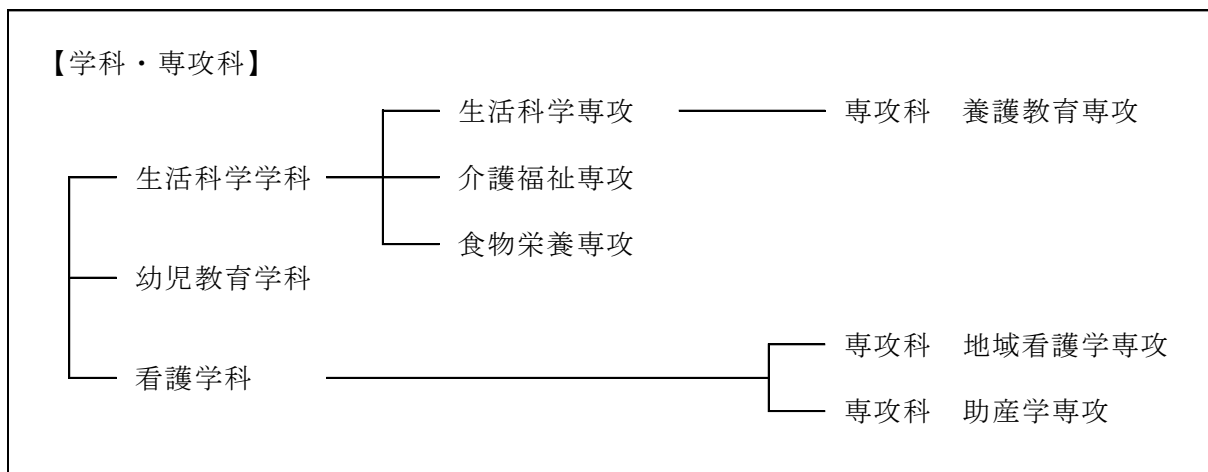
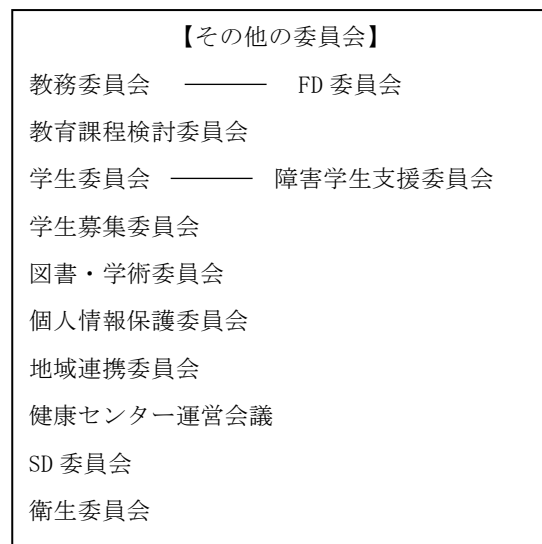
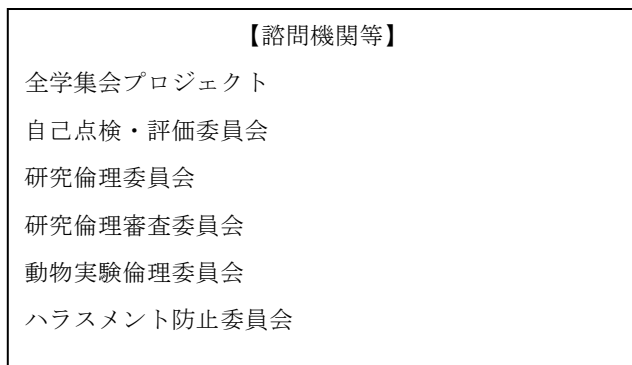
- 組織図【学校法人】
- 令和7（2025）年5月1日現在



飯田短期大学

- 組織図【短期大学】
- 令和7（2025）年5月1日現在





飯田短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

出典：飯田市総務文書課 住民基本台帳
（各年度4月末の数字）

年次	面積(km ²)	世帯数	人口(人)		
			総数	男	女
令和2年	658.66	40,090	100,055	48,163	51,892
令和3年	658.66	40,127	98,917	47,715	51,202
令和4年	658.66	40,140	97,729	47,164	50,565
令和5年	658.66	40,297	96,662	46,752	49,910
令和6年	658.66	40,396	95,463	46,211	49,252

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表） 2025.9.3訂正

地域	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
長野県南信 (飯田下伊那)	105	53.8	116	59.8	99	59.6	104	59.1	100	58.5
長野県南信 (飯田下伊那除く)	54	27.7	42	21.6	36	21.7	41	23.3	44	25.7
長野県中信	18	9.2	20	10.3	18	10.8	20	11.4	16	9.4
長野県北信	7	3.6	10	5.2	1	0.6	3	1.7	6	3.5
長野県東信	5	2.6	1	0.5	6	3.6	2	1.1	0	0.0
新潟・北陸	3	1.5	1	0.5	0	0.0	2	1.1	2	1.2
中部・東海	1	0.5	2	1.0	1	0.6	1	0.6	0	0.0
関東	1	0.5	1	0.5	3	1.8	2	1.1	2	1.2
東北	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
関西	1	0.5	1	0.5	0	0.0	1	0.6	1	0.6
中国・四国・九州・沖縄	0	0.0	0	0.0	2	1.2	0	0.0	0	0.0
北海道	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	195		194		166		176		171	

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 6（2024）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は飯田下伊那地域における大学機能を持つ唯一の高等教育機関であり、飯田市、泰阜村、高森町との包括連携協定を結んで、様々な側面で連携・協力体制を図っている。教員は、飯田市をはじめとする市町村の教育、福祉、健康医療に関する多くの委員会の委員をつとめ、地域の活性化について積極的な提言を行っている。学生は、各市町村において委嘱や依頼を受けた活動を担っている。

大学間連携として、愛知大学と連携協定を結んでいる。また、飯田市が様々な大学研究者や学生の集う街として取り組んでいる「学輪 IIDA」の大学連携会議、三河・遠州・南信州の産官学の県境連携「三遠南信サミット」、南信州の伊那谷アグリイノベーション推進機構の活動への参加など、地域のシンクタンクの役割を果たすとともに、地域の活性化の一端を担っている。

高大連携として、近隣高校運動部の選手への食事指導、課題研究のサポート、出張講座などを通して地域貢献につながる活動を行っている。

また、地域連携センターを置く地域響流館は、令和 6 年度実績で公開講座（計 47 講座）及び出前講座（計 52 講座）、介護関係技術講習、親子の集いの場としての地域子育て支援「わいわいひろば」などを開催・運営し、地域のニーズに応じて地域の向上、安定に資する取り組みを実施している。

■ 地域社会の産業の状況

本学が位置する飯田市は人口が約 10 万人、日本の中央にある長野県の最南端、伊那谷における中核都市である。東に南アルプスと伊那山脈、西に中央アルプスが聳え、山すそには扇状地と河岸段丘が広がり、豊かな自然とすぐれた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれている。飯田市は、焼き肉の街、りんご並木のある街、民族文化の息づく街、人形劇の街として知られている。

古くから小京都といわれた市街地の大半を、昭和 22 年の大火により焼失したが、その後の都市計画に基づく整然とした緑の街路は、全国に誇るまでに生まれ変わった。

飯田市を代表する産業に「水引」があり、水引細工は全国生産量の 70%のシェアを誇っている。

伊那谷ならではの味覚として、半生菓子・凍豆腐・漬物・五平餅等が有名であり、農産物の南北限といわれるこの地域は、りんご・梨・柿・梅等、様々な果樹が栽培され、観光客が多数訪れている。

工業においても先端技術を導入した精密機械・電子・工学といった分野の産業が盛んになりつつある。

中央高速自動車道飯田インターチェンジから国道 153 号線（通称アップルロード）沿いに

飯田短期大学

車で5分、JR飯田線伊那八幡駅から徒歩15分の距離に本学は位置し、この地域は現在飯田市で最も発展を続けている地域の一つである。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

【長野県全体図】



【短大周辺図】

出典：GoogleMap



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
指摘事項は今回の相互評価の対象外であったため、省略とする。
(b) 対策
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし

(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

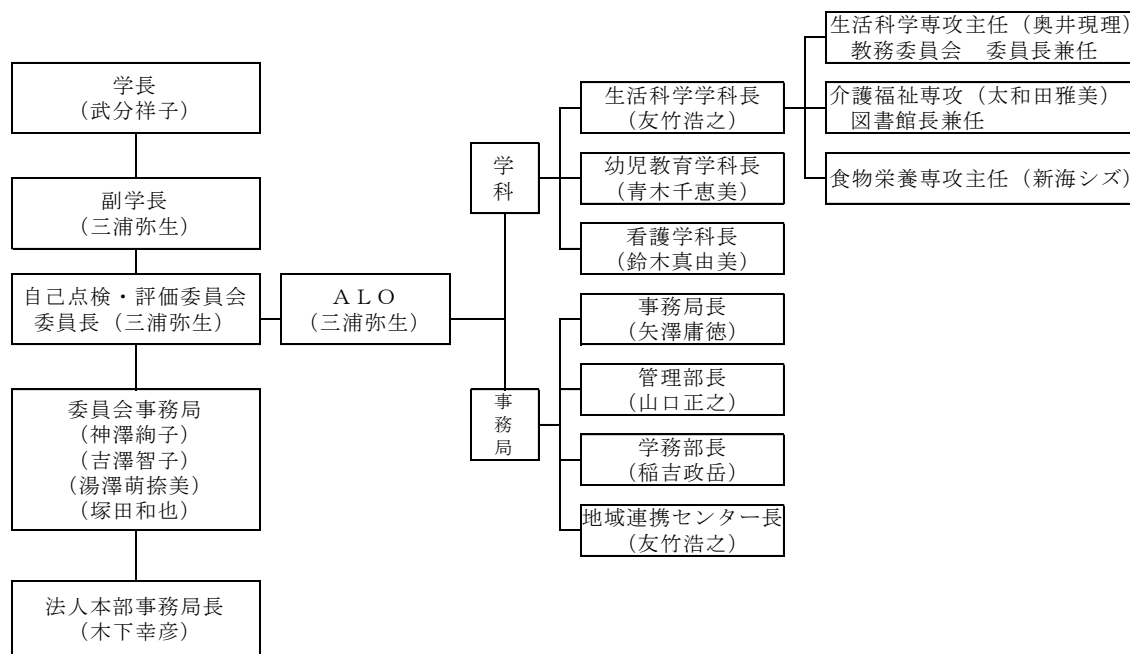
公的研究費の取り扱いに関しては「飯田短期大学公的研究費管理体制に係る規程」に則って取り扱われている。全教員には、「個人研究費に伴う資金活用ルールの確認アンケート」を実施し、資金の適正利用に関する事項の同意書の提出を義務付けている。また、研究不正防止に関しては「飯田短期大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」に則って不正防止の徹底が行われている。また、オンラインで研究倫理教育 eラーニングプログラムを教職員全員に受講させ、研究倫理に関する教育を行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価委員会規程に基づき委員会が設置され、同規程第3条に従って、学長、学科長、専攻主任、ALO及び学長が指名する教職員で組織されている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



なお、拡大自己点検・評価委員会に SD 委員長（竹村香）、学生課長（渡邊千春）、図書・学術委員会委員長（高木一代）、研究倫理審査委員会委員長（菱田博之）、学生募集委員会委員長（矢澤玲子）が加わる。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

令和2年度に受けた認証評価の指摘内容（努力事項も含む主な2点）を、組織において確認し直ちに日常の活動に盛り込んだ。1点目のカリキュラムツリーやルーブリックの全体実施は実現させ、学生自身が自己の成長を点検できるようなツールの充実を図った。2点目の経営状況については、中長期計画に沿って財政の健全化に向けての努力を継続している。建学の精神「うつくしく生きる」を基盤として、定期的に学科・専攻は教育目的、目標等を確認している。また、事務局は、業務目標を立て確認を行っている。さらに、毎年全体でPDCAサイクルの確認を行い公表している。PDCAを行うために、学生、卒業生、高校、実習先、就職先、地域の自治体、団体、企業等の声や意見を幅広く聴取し、その結果を活用している。自己点検・評価委員会は、学長のリーダーシップのもとで、自己点検・評価委員長兼ALOが組織運営全体を統括し、学科・専攻、委員会、事務局が各部署の教職員に対し周知及び連携を取りつつ、全学組織として機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

年 月 日	内 容
令和6年7月3日	自己点検・評価委員会を開催し、令和6年度のスケジュール（令和6年度の執筆、相互評価実施等）を確認した。
令和6年11月9日	仁愛女子短期大学・副学長へメール配信した。飯田短期大学より相互評価実施を申し出た。仁愛女子短期大学よりALOへ引き継ぎ、11月27日の会議で内容検討・決定と返信があった。
令和6年12月	11月27日仁愛女子短期大学の会議にて、本学との相互評価実施と新基準での報告書作成を決定した旨の連絡を受けた。
令和7年1月23日	仁愛女子短期大学・ALOと相互評価実施日を確認し、9月2日と9月9日を選定した。
令和7年3月16日	オンラインの打ち合わせ日程を調整し、3月25日に決定した。
令和7年3月25日	オンラインにて相互評価にかかわる打ち合わせを実施した（新基準で実施、実施日、実施内容、実施までのスケジュール、組織等）。
令和7年1月から	自己点検・評価報告書メンバーが令和6年度PDCAを記入し提出した。
令和7年4月、5月	4月23日、5月26日執筆者会議において、執筆分担及びスケジュールを確認した。
令和7年6月16日	担当者が執筆したものをTeams上に提出した。
令和7年6月23日以降	6月23日より、執筆者会議で内容確認を行い、提出のための全体調整をした（7月半ばに提出予定）。
令和7年7月10日	オンラインにて打ち合わせを実施し、7月末に提出するものの最終確認を行った。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生便覧 [令和 6 年度] PP. 14-15、2 学校案内 [2024・2025]、
3 飯田短期大学 Web サイト「建学の精神」

備付資料 1 飯田女子短期大学五十周年記念誌 1967-2016、2 SD 委員会（美しく生きる聴講記録）

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学は昭和 42 年（1967 年）、親鸞聖人の浄土真宗の教えをこころとして独自の教育を目指し、地域社会に貢献する新しい女性の育成を推進するという建学の精神に則り開学した。その実績は地域に広く認められて、女性の高等教育の場として着々とその成果を上げ、飯田を中心とした南信州地域の学術文化の向上と発展を担ってきた。

平成 8 年（1996 年）日本で初めての仏教精神に基づく看護学科が誕生し、既設の家政学科、幼児教育学科と共に全学を挙げて建学の精神の再確認を行った。プロジェクトチームによる検討の結果、建学の精神を「美しく生きる」の一句に表現することとなった。「美しく生きる」は「南無阿弥陀仏」という名号として表現されていたことを、新しい時代を創造的に切り開いてゆくことができるように、また、教職員、学生共々、学園生活の中で、具現できるように受けとめ直したものである。その意（こころ）は「美しく目覚めた世界（浄土）の真実（真）を拠り所にして（宗）生きよう」という意味である。「美しく生きる」ために、日々努力し、豊かな人間性と創造力を持ち、高い識見と実践的な態度を備えた、社会や次の世代に貢献できる人を育成する、ということを教育理念及び教育目標に掲げた。平成 30 年 4 月からは建学の精神を「うつくしく生きる」と表し、より平易な表現を用いたものとした。また、令和元年度は、本学の教育理念、教育目標、3 つの教育方針を見直し、それと合わせて学科・専攻の教育目標及び教育方針も整備した。令和 5 年度は男女共学をスタートし、それにより校名を飯田短期大学に、家政学科を生活科学学科に、家政専攻を生活科学専攻に名称変更をした。時代が移り変わり、価値観が大きく変化し多様性が求められる中であっても根底に流れている開学時の精神は変わることなく、人間（ひと）を育てる学園として歩んでいかねばならない。よって本学はこの願いを「うつくしく生きる」という建学の精神として、教育理念・理想を明確に示しながら今日に至っている（提出-1）（備付-1）。

本学は、教育基本法等に基づいて設置されており、建学の精神を基盤とし高い専門性、自主性の尊重及び高い公共性によって、学校の健全な発展が図られている。

建学の精神は、学生便覧及び学校案内（提出-1～2）への掲載、Web サイトでの発信等で学内外へ表明している（提出-3）。

建学の精神の周知と理解については、学長の授業「美しく生きる」（必修 2 単位）や全学

生と教職員が集う年 12 回ほど開催の全学集会、5 月の積尊降誕会、10 月の看護学科の発願式（仏教精神に基づく戴帽式に代わる行事）、11 月の報恩講等の宗教行事で建学の精神の浸透を図り共有化の一助としている。また、授業の始まりは「真宗宗歌」、終わりは「恩徳讃」のメロディをチャイムとして使用し、建学の精神の意識づけともなっている。以上のように、さまざまな方法で建学の精神を学内において共有している。令和 5 年度からは教職員に対する SD 研修の一環として、学長の授業「美しく生きる」の聴講を推奨しており令和 6 年度は 13 名聴講している（備付-2）。教職員に対しては、初会議での学長の説明や東本願寺研修の参加を促している。新任教職員に対してはさらに建学の精神を確認する研修を年度当初に行っている。

定期的実施している全学集会や積尊降誕会、報恩講の宗教行事は建学の精神を各自が確認し、その理解を深める機会となっている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神を深めるための活動として、全学生・教職員が参加する、全学集会と宗教行事が行われている。

全学集会は学科・専攻が主体となって運営され、年 12 回ほど開催され、宗教行事は、5 月の積尊降誕会と 11 月の報恩講の 2 回開催されている。いずれの行事も、本学の開学当初から行われているものであり、建学の精神の理解を深める機会となっている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生便覧 [令和 6 年度] PP. 15-16. 31-33. 43-44. 51-52. 62-63. 74-75、
4 飯田短期大学 Web サイト「教育目的・目標」、
5 飯田短期大学 Web サイト「学習成果」、
6 授業概要 [令和 6 年度]
①生活科学学科 専攻科 養護教育専攻 PP. 1-4
②幼児教育学科 P. 1
③看護学科 専攻科 地域看護学専攻 助産学専攻 PP. 1-2、
7 飯田短期大学 Web サイト「三つの方針」
- 備付資料 3 「卒業後評価アンケート」結果、
4 学科・専攻会議事録
①生活科学学科 ②生活科学専攻 ③介護福祉専攻

④食物栄養専攻 ⑤幼児教育学科 ⑥看護学科

- 5 委員会議事録 ①教務委員会、6 授業改善アンケート結果報告書、
7 卒業認定会議資料、8 学習成果の評価綴り、9 拡大教授会議事録、
10 高校訪問面談等記録

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学では、令和元年度より毎年点検と見直しを実施し、令和6年度は教育の理念・教育目的・教育目標を以下のように定め運用している。

教育の理念

本学は「うつくしく生きる」という建学の精神に則り、それを具現化するための方向性として以下の3つを示します。

- 1) 私たちは、それぞれが異なる存在であり、異なる存在であることが尊いことを認識し、自分と違った生き方を尊重できる私を目指します。
- 2) 私たちが知る世界はごく一部である。真実の世界はそのもっと先の、もっと奥深いところにあることを自覚し、常に学び続けます。
- 3) 私たちは、周りの願いに気づき応えていくことで、自分の人生の意義を見出していきます。

教育目的

豊かな人間性と創造力を持ち、高い識見と実践的な態度を備えた、社会に貢献できる人を養成します。

教育目標

- 1) 建学の精神を基にし、豊かな人間性を育成します。
- 2) 専門的な知識・技術・態度を備えた人材を育成します。
- 3) 社会の発展・向上に寄与できる課題解決能力を育成します。

これに基づいた学科・専攻の教育目的・目標は以下の通りである（提出-1）。

生活科学学科の教育目的は「社会の変化に対応できる創造性と実践的な態度を備え、生活の機能向上に寄与できる人を養成します」とし、実践的な態度と能力を持った上で、社会に貢献できる人材の育成を目指している。これを基に、生活科学専攻、介護福祉専攻、食物栄養専攻では、それぞれの専門分野における能力の養成に向けた教育目的・目標を定めている。

生活科学専攻では、生活科学を基盤とした教育目的「生活主体としてうつくしく生きることのできる人を養成します」とし、教育者・医療事務・表現者として、豊かな人間性を育み、知識・技術・態度を備えることを目指している。

介護福祉専攻では「人としての尊厳を守り、自立支援を重視しながら『その人らしい生活』を支えることができるように介護福祉士として必要な豊かな人間性を養い知識・技術

共に高い専門性と高い倫理観を身につけ、社会に貢献できる人を養成します」とした。

食物栄養専攻では「健康を守る食の担い手として、広く社会の要請に応えられる『知識と技術と心』を持ち、社会の向上発展に寄与することができる人を育成します」とした。

幼児教育学科では、「他者を尊重し、他者に貢献するための豊かな人間性と表現力を備え、社会のニーズに応えられる実践力のある人材を育成します」を教育目的に掲げ、「ともに生き、ともに育ちあう保育」の実践を目指している。

看護学科では、「看護師として必要な豊かな人間性と人格・識見を持ち、専門的な知識・技術・態度を習得し、広く保健・医療・福祉の向上と発展に寄与することができる社会人を育成します」とした。

以上の通り、学科・専攻の教育目的・目標は建学の精神に基づき確立されている。

教育目的・目標は学生便覧に示しており、入学時の新入生オリエンテーション、保護者説明会において学科・専攻による説明を行っている。また、Web サイトにも掲載し、学内外へ表明している（提出-1、4）。

これらの教育目的・目標の達成状況については、「卒業後評価アンケート」結果（備付-3）、学外実習及び実習指導者との打ち合わせや定期的会議、就職先との意見交換の中で把握し、各委員会及び各学科・専攻会で達成状況を評価している。そして、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか否かを定期的に点検している（備付-4～5）。

[区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I -B-2 の現状>

短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている（提出-1）。

学科・専攻の学習成果は、学科・専攻の教育目的・目標に基づき定めている。

学習成果については、学生便覧及び授業概要に記載し、学科・専攻のオリエンテーションの際に、学生へ説明している。また、Web サイトに掲載し、学生募集の際に説明を行っているほか、入学時オリエンテーションで学生・保護者・家族に向けて説明を行うなど、学内外に表明している（提出-1、5～6）。

学校教育法第 108 条における短期大学の目的に関する規定では「深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と明記されている。本学の 2 年間もしくは 3 年間の学びにより獲得可能な学習成果は、学科・専攻において取得可能な免許・資格等、職業または実生活に必要なものであることから、学校教育法の短期大学の規定に照らして適正なものである。また、これらの免許・資格に関わる法令等の改正がある場合には、学科・専攻の教育課程を見直している。さらに、学科・専攻において定期的に点検するとともに、教員は授業改善アンケート及び学習成果の振り返りを実施している（備付-6～8）。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

短期大学及び学科・専攻の教育方針は、人間性、専門性及び社会貢献の観点から、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受け入れの方針（AP）を関連付けて一体的に定めている。学科・専攻の三つの方針は、短期大学全体の三つの方針を踏まえるとともに、学科・専攻のカリキュラムを考慮し、組織的に議論を重ねた上で策定している（提出-1）。三つの方針は、学生便覧・授業概要に明記されており、学生には入学時に説明を行っている。Web サイトに掲載しているほか、オープンキャンパス等では入学希望者や保護者・家族に向けて直接説明を行うなど、学内外に表明している（提出-1、6～7）。

卒業認定・学位授与の方針(DP)は、学習成果に対応していることを確認し、卒業の要件、資格取得の要件を学生便覧に示した。各種受験資格、国家試験合格率などの結果を照合し社会的・国際的に通用性があることを定期的に確認している（提出-1）（備付-5-①、9）。

教育課程編成・実施の方針(CP)は、卒業認定・学位授与の方針(DP)に対応しており、教務委員会で定期的に点検している（提出-1）（備付-5-①、9）。

入学者受け入れの方針(AP)は、学習成果に対応しており、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示しているものである。さらに高等学校関係者の意見を毎年対面により聴取し点検している（提出-1）（備付-10）。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

三つの方針が、学習成果に対応していることを今後も継続して点検していく。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

- 備付資料 11 飯田短期大学 Web サイト「地域連携推進に関する目標・計画」、
12 地域連携センター関係資料、
13 飯田市と学校法人高松学園飯田短期大学との包括連携協定に関する協定書、
14 高森町と学校法人高松学園飯田短期大学との包括連携協定に関する協定書、
15 泰阜村と学校法人高松学園飯田短期大学との包括連携協定に関する協定書、
16 愛知大学と学校法人高松学園飯田短期大学との連携協定に関する協定書、
17 「南信州民俗芸能パートナー企業制度」登録証、

- 18 マサ・オオシマ 覚書、19 中根園 覚書、20 ひさかた和紙の会 覚書、
21 学外活動届、22 活動実践記録、23 地域連携に関するアンケート調査

〔区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

<区分 基準 I -C-1 の現状>

地域連携委員会が令和 5 年 9 月 20 日策定の「地域連携推進に関する目標・計画」において、基本方針、目標、計画を掲げている（備付-11）。これを令和 7 年 4 月 1 日改訂し拡大教授会にて周知することとした。

令和 6 年度公開講座は 47 講座、出前授業 52 件実施した。科目等履修生 3 名、専門実践給付制度を利用して学ぶ学生 4 名、長期高度人材育成コースの学生 1 年生 1 名、2 年生 3 名を受け入れた。また、介護福祉士実務者研修（通信制）喀痰吸引等研修、管理栄養士国家試験対策講座 2024、介護予防運動指導員養成講座を実施した（備付-12）。以上より、地域・社会に向けて公開講座、生涯学習事業、リカレント教育等を実施した。

包括連携協定は、自治体では飯田市、高森町、泰阜村、企業各種団体では（公財）南信州・飯田産業センター、社会福祉法人慈光福祉会と締結している（備付-13～15）。教育機関としては、愛知大学と連携協力に関する協定を結んでいる（備付-16）。

具体的活動としては、基礎教養科目「地域社会学」での飯田市長、高森町長、泰阜村長による授業を実施している。飯田市とは「いいレポ☆」に委嘱・任命された学生の活動、高森町とは看護学科「暮らしの実習」の受け入れ、泰阜村とは授業を通じた源助かぶ菜の普及活動を実施している。

その他の連携として学輪 IIDA に参加し全体会のパネルディスカッションにおいて、本学教員が発表や総合司会を務めた。更に南信州民俗芸能パートナー企業への登録、マサ・オオシマ、中根園、ひさかた和紙の会、飯田市のパン屋 4 店及び菓子店 2 店、地域のスーパーと産学連携商品開発を行った（備付-17～20）。

教職員及び学生はボランティア活動を行っている。教員のボランティア活動は、業績報告で、学生のボランティア活動は「学外活動届」で把握している。学生のボランティア活動は、「地域貢献活動」として単位取得可能であるが、令和 6 年度は単位取得した学生はいなかった（備付-21～22）。

連携協定を結んでいる自治体等に対してアンケート調査を実施し、地域・社会への貢献についての取り組みを定期的に点検している（備付-23）。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

正課授業の開放については、地域・社会のニーズ等を聴取するなどして、実施に向けて具体的な検討をしていく。教職員および学生がボランティア活動を通して、地域・社会に貢献していくことを継続する。とくに学生のボランティア活動が「地域貢献活動」として単位取得に結びつくように引き続き支援していく。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

伝統野菜とは、『その土地で古くから作られてきたもので、その土地の気候風土にあった野菜として確立されてきたもの』である。食物栄養専攻では、「泰阜村振興課農村振興係」と連携して伝統野菜「源助かぶ菜」の普及活動に取り組んでいる。学生たちは、泰阜村保育所の園児といっしょに9月末に種まきをし、11月下旬に収穫を行った。その後、地元飲食店の協力を得ながら、収穫した源助かぶ菜を使ったオリジナル食品の開発を行った。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [令和6年度] P.16

提出資料-規程集 30 自己点検・評価委員会

備付資料 4 学科・専攻会議事録

①生活科学学科 ②生活科学専攻 ③介護福祉専攻

④食物栄養専攻 ⑤幼児教育学科 ⑥看護学科、

5 委員会議事録 ①教務委員会 ②自己点検・評価委員会、

6 授業改善アンケート結果報告書、8 学習成果の評価綴り、

24 令和6年度 自己点検 PDCA ファイル報告、25 飯田短期大学 Web サイト

「自己点検・評価報告書」・「相互評価報告書」・「白書」、26 短期大学生調査

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

自己点検・評価のための規程を整備し、その規程に基づいて組織を編成・運営している（提出-規程集 30）。

令和6年度は自己点検・評価委員会を開催し、各部署及び学科・専攻ごとに点検を行い、自己点検 PDCA ファイル報告によりその確認を行った。自己点検評価の実施と「自己点検・評価基準に基づく PDCA シート」を作成した（備付-5-②、24）。

毎年、「自己点検・評価基準に基づく PDCA シート」としてまとめ、全教職員に配信するとともに、Web サイトに公表している（備付-25）。

学科・専攻会、委員会及び事務局において定期的に点検し、検討することにより、全教職員が自己点検・評価活動に関与している（備付-4～5、8）。

姉妹校との懇談や高校訪問等を通じて意見聴取することで、そこでの意見や要望を自己点検・評価活動に活かしている。

自己点検・評価及び認証評価の結果を、学科・専攻会、委員会や事務局において確認し、授業や学生指導、地域貢献の見直しに反映することで改革・改善に活用している（備付-4）。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定の手法については、アセスメント・ポリシーとして、大学全体と学科・専攻で策定し、学生便覧（提出-1）に示している。また、学生を対象に行う授業改善アンケートや短期大学生調査の結果を用いて学習成果の査定を行っている（備付-6、26）。

教育の質を保証するための査定の手法（学科・専攻の学習成果等）を教務委員会で定期的に点検している（備付-5-①）。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。学習成果の提示、教育活動の実施（授業等）、学習成果評価の実施、学科・専攻会及び教務委員会での協議・点検を行い一連のサイクルとしている（備付-5-①）。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守するよう見直しを行っている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

特になし

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

公開講座及び出前講座は、参加者の増加を図り世代を超えて学び合えるような講座や企画の継続を行っている。

各種団体との協定締結後の取り組みについては、より一層充実してきている。

ボランティア活動について、地域のニーズを把握する努力は重ねており活動に反映されている。しかし、ボランティアについての学びの場づくり、組織づくりについては、授業での系統的な学び等でまだ改善の余地がある。

3つのポリシーについては、PDCA サイクルを循環させ、学習成果の獲得状況の把握が円滑にできてきている。

改善計画①

公開講座及び出前講座については、引き続き学内での広報をさらに活発にし、参加数の増加を図り、世代を越えて学び合えるような講座や企画が継続できるように検討を行っていく。

公開講座及び出前講座は、参加者の増加を図り世代を超えて学び合えるような講座や企

画の継続を行い開講できている。

改善計画②

各種団体との協定提携後の取り組みについては、その意義を活かし連携していけるように検討していく。

各種団体との協定締結後の取り組みについては、協定締結先との協議等を行い、より一層充実してきている。

改善計画③

「学生のボランティア活動」単位化は実現したが、外部からの依頼を周知するに留まっているため、地域のニーズを把握する努力やボランティアについての学びの場づくり、組織づくりを検討する。

ボランティア活動について、地域のニーズを把握する努力は重ねており活動に反映されている。しかし、ボランティアについての学びの場づくり、組織づくりについては、授業での系統的な学び等でまだ改善の余地がある。

改善計画④

平成30年度に「アセスメント・ポリシー」を定め、令和元年度より試行段階であるため、学習成果の具体的な獲得状況を確認し、データの蓄積、分析を図る。また、学習成果の可視化が効果的に行われるよう、各学科・専攻が実施するポートフォリオ及び全学共通である基礎教養科目の「学習成果ノート」の実施状況とその効果を確認し、全学でそれらの情報を共有する方法を構築していく。教育目的・目標は、それらの全学的な定期点検が定められたため、次年度の教育の効果につながるよう、確実に効果的に実施していく予定である。

3つのポリシーについては、PDCAサイクルを循環させ、学習成果の獲得状況の把握が円滑にできてきている。

改善計画⑤

また、教育の質の向上を目的に、非常勤教員の科目においても授業改善アンケートを実施する。この評価をPDCAサイクルに含めることで、教育の質やその効果をより高めていく。

非常勤教員の科目においても授業改善アンケートが実施できており、教育の質や効果を高めることに取り組んでいる。

改善計画⑥

全教職員が各部署の課題を理解し、PDCAサイクルを活用し改善に向けて活動することができてきてはいるが、十分とは言えない。中長期計画を全教職員で共有し将来ビジョンを意識しつつ、その方向性をふまえ、改善に向けて努力していく。

教職員は各部署の課題を理解し、課題改善に向けて活動を続けている。加えて中長期計画を全教員で確認・共有しながら、改善に向けて取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [令和6年度] PP. 20. 31-80. 140. 144-156、

6 授業概要 [令和6年度]

①生活科学学科 専攻科 養護教育専攻

②幼児教育学科

③看護学科 専攻科 地域看護学専攻 助産学専攻

提出資料-規程集 17 飯田短期大学 学則 第10条、22 飯田短期大学 学位規程

備付資料 4 学科・専攻会議事録 ②生活科学専攻、5 委員会議事録 ①教務委員会、

6 授業改善アンケート結果報告書、7 卒業認定会議資料、

8 学習成果の評価綴り、9 拡大教授会議事録、

27 こう学習すればわかる 聴く・読む・調べる・書く コツはこれだ！第5版

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

単位授与の要件については、卒業認定・学位授与の方針（DP）が卒業要件や学習成果に対応するように定めている（提出-1）。令和6年度においては、この卒業認定・学位授与の方針（DP）について大学全体と学科間、学科と専攻間での整合性をとりながら見直しを行った（備付-5-①）。

令和6年度見直し後の卒業認定・学位授与の方針（DP）

飯田短期大学

- 1) 豊かな人間性を備え、誠実・謙虚に他者や課題に向き合うことができる学生
- 2) 豊かな教養・専門的な知識・技術を備え、学び続ける基礎を身に付けた学生
- 3) 主体的に社会の発展・向上に参画し寄与する態度を身に付けた学生

生活科学学科

- 1) 豊かな人間性と社会の変化に対応できる教養を身に付けた学生
- 2) 生活の機能向上に必要な知識・技能を身に付けた学生
- 3) 広い視野に立って生活を見つめ、主体的に生活課題解決に寄与できる学生

生活科学専攻

- 1) 教育や養護、デザイン、ビジネスその他の領域に生かすことのできる豊かな人間性を備えた学生
- 2) 教育や養護、デザイン、ビジネスその他の領域に生かすことのできる教養を備えた学生

- 3) 教育や養護、デザイン、ビジネスその他の領域で地域社会に主体的に貢献できる資質・能力を備えた学生

介護福祉専攻

- 1) 福祉の向上に向けた幅広い教養に基づく高い倫理観を備えた学生
- 2) 個人の要望と社会の要請に応え人々の多様な生活を支援することのできる介護に関する知識・技術を習得した学生
- 3) よりよい生活の実現に向けた他職種その他の関係者との連携・協力に求められるコミュニケーション能力及び豊かな人間性を備えた学生

食物栄養専攻

- 1) 豊かな人間性と教養及び食に関する専門的知識・技能を身に付けた学生
- 2) 食生活を改善することを通して、人々の健康を保持増進できるように、主体性をもって適切に助言・指導を行うことができる学生
- 3) 食に関する学習を通して、探究心及び変化に対応するための学習意欲を備えた学生

幼児教育学科

- 1) 個人の尊厳を尊重し、人々や地域の課題に取り組む豊かな人間性を備えた学生
- 2) 保育者としての豊かな教養、専門的な知識・技術を備え、学び続ける基礎を身に付けた学生
- 3) 保育者の素養をもち、主体的に社会の発展・向上に参画し寄与する態度を身に付けた学生

看護学科

- 1) 豊かな人間性とコミュニケーション能力を備え、高い倫理観と慈しみの心をもって他者と関わることができる学生
- 2) 科学的看護実践に必要な専門的知識、基本的技術及び生活者の健康問題を解決する資質・能力を身に付けた学生
- 3) 保健・医療・福祉の諸課題に取り組む医療チームの一員として、主体性・協調性をもって看護師としての役割を果たし、社会に貢献できる学生
- 4) 看護師として自らの資質・能力を評価し、自分の課題を見つけ絶えず学び続けることができる学生

単位授与及び卒業認定については学則、学位認定については学位規程に定めており、これら全てを学生便覧に示している（提出-規程集 17、22）（提出-1）。

単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数については学科・専攻に最低修得単位数を設定している。また、履修登録単位数の上限（キャップ制）を設定し、1年間で履修できる授業科目の総単位数の上限を50単位としている。これについては、通算GPAが3.0以上の学生には、次年度に履修登録できる総単位数を55単位にできるよう、GPAが高い学生への対応も設定している。これらを学生便覧に示し、周知を行っている（提出-

1)。

単位授与、卒業認定や学位授与に関する適切な運用の点検については、学科・専攻会で定期的実施している。また例年3月上旬に実施する卒業認定会議（令和6年度は令和7年3月3日に開催）において、卒業年度の学生の単位授与、卒業認定や学位授与が適切であることを確認し、併せて運用の点検の機会としている（備付-7）。

進級判定は、看護学科においては「進級および実習の履修要件」を定めている。生活科学学科及び幼児教育学科は、当該年次の所定の単位を取得し学科会で認められた場合と定め周知している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

卒業認定・学位授与の方針（DP）に対応するよう教育課程編成・実施の方針（CP）を定めている（提出-1）。授業科目の編成については、短期大学設置基準に則り、必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当し、体系的に編成している。

学科・専攻の学習成果に対応した授業科目を編成している。

シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示し、この他、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受け入れの方針（AP）、学習成果の評価（Assessment Policy）についても示している（提出-6）。

学生による授業評価については、全授業科目において授業改善アンケートを実施している（備付-6）。教員はその結果を担当する授業科目の評価に用いるなど、授業改善に役立てている。授業科目を担当する専任教員が授業科目ごとに、授業改善アンケート結果等を振り返りながら「学習成果の評価」を作成し、学期ごとに教務委員長に提出している。これらの授業改善アンケート結果と「学習成果の評価」は、学科長・専攻主任が確認をしており、学科・専攻のカリキュラム全体の授業改善の視点から点検を行っている（備付-8）。

授業内容については、授業担当者間で意思の疎通を図りシラバスを作成している。また、学科・専攻においてもその調整を図っている。

通信による教育を行う学科・専攻は設置していない。

教育課程の定期的な見直しは、外部の意見も参考にして学科・専攻での協議により行われており、教育課程の変更等に繋げている。

令和6年度は生活科学専攻で、医療事務関係の教育課程の見直しを行い、医療事務分野をビジネス分野として教育課程に経済・経営・社会学及び情報等の科目を充実させた教育課程を令和7年度より開講するための準備を進めた（備付-4-②、9）。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養教育の内容と実施体制については、基礎教養科目（看護学科は基礎分野）をおき、その教育課程は、短期大学設置基準に則った幅広い教養と、専門科目を学ぶ上で基礎となる知識を修得できるように編成し、学則第5条別表に規定している（提出-1）。

基礎教養科目における必修科目として、本学の建学の精神に基づく「美しく生きる」と社会貢献を目指すために必要な「キャリアデザイン」をおき、選択科目には、「人間の理解」「人間と社会」「自然と生活」「外国語」「自己表現」「キャリア」の6分野28科目をあげている。

必要な取得単位は、生活科学学科、幼児教育学科では必修3単位及び、3分野以上で選択科目11単位以上、看護学科では必修科目11単位及び選択科目4単位以上とし、在学期間内に取得することを卒業要件として義務付け、学生自身が幅広く興味・関心や進むべき分野の教養が身につけられるようにしている（提出-1、6）。

学科・専攻の専門教育と関連のある基礎教養科目については、免許・資格等の取得で必要な科目が分かるよう学生便覧に示している。また、学生の学力向上と資格取得へ向けた「介護福祉の基本」「数学基礎」も開設している（提出-1）。

各学科・専攻の具体的な対応は以下の通りである。

生活科学専攻では、養護教諭免許取得に必要な基礎教養科目に準拠しており、基礎教養科目と専門科目との関連を明確に示している。医療事務及びデザインでは、本学が定める基礎教養科目の卒業必修科目及び履修分野を提示し、幅広い教養教育を学生に示している。

介護福祉専攻では、介護福祉士養成課程において教養教育の指定はなく、令和3年度からの新カリキュラム編成後、教育課程の再編を検討し、基礎教養科目との関連性を示した。

食物栄養専攻では、「生物学」、「化学」などは、「食品学」、「栄養学」と深く関係しており、学生へ履修を促している。入学時オリエンテーションや基礎教養科目の授業内で、専門科目との関連性について詳しく説明している。

幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得のための必修科目に指定されている基礎教養科目を多く設定している。保育者は、養護・教育に携わる職業であるため、基礎教養科目で一人の人間としての深く幅広い教養と総合的な判断力を培い、専門教育科目で他者にそれを活かせるように関連付けている。

看護学科では、教養教育は基礎分野として、その内容と実施体制は確立している。教養教育に該当する基礎分野科目は初年次に配置し、看護学の専門科目を習得していく上で基盤となることをカリキュラム・マップ等で関連を明確にしている。

教養教育の効果測定・評価及びその改善については、授業改善アンケート等を基に行う授業科目の「学習成果の評価」により行っている。また、基礎教養主任が基礎教養科目の学習成果の全体像をとらえ、評価及び改善に向けた責任を果たしている（備付-6、8）。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

職業教育の実施体制の明確化については、本学では養護教諭、医療事務、介護福祉士、栄養士、栄養教諭、保育士、幼稚園教諭、看護師と取得できる資格が明確であり、いずれも資格取得に必要な臨地実習を必修化している。基礎教養科目・専門科目で学んだ内容を臨地実習で確認できるよう教育体制は明確化している。また、「キャリアデザイン」「ようこそ先輩」において、現在職業に就いている卒業生等から講義を受ける事で、1年次から目指す職業に対する意識づけを行っている（提出-1）。

学科・専攻の職業教育に関する実施体制は、以下の通りである。

生活科学専攻の職業教育の実施体制は、養護教諭においては、授業で学校及び医療機関への実習、小中学校の授業や養護学校の見学を行っている。サークル活動では、児童生徒へ向けた歯科予防、咀嚼啓発や不登校の児童生徒への学習支援に参加する活動がある。医療事務では、医療機関での実習を行っている。デザインでは、学内外に制作物を発信する場所を設けている。学外へ向けて、制作した作品を地域へ発信する機会を設けている。また、「キャリアデザイン」によるようこそ先輩という内容で、卒業生をはじめ地域で起業する地域の先輩方を本学に招いて、職業教育における講話を行っている。

介護福祉専攻では、「美しく生きる」及び基礎教養科目を基盤として、専門教育を重層的に組み立て、高い倫理観をもった専門職の育成に努めている。1年前期では初年次教育をゼミに取り入れ、社会人として必要な生活の基礎を学んでいる。1年後期の「キャリアデザイン」では、前期のゼミ活動で習得したスケジュール管理能力等を基に、就職活動の見通しを立て、自らの将来設計をイメージしながら、1年の春休みにはインターンシップや「事業所説明会」に参加し、学生が希望事業所を訪問できるようにしている。

食物栄養専攻では、職業への接続を図る職業教育として「キャリアデザイン」を実施している。具体的には「社会人に必要な力」「栄養士に必要な力」について、演習・実習を実施し自分のキャリアを考えるきっかけ作りをしている。一般的なキャリア教育の内容以外にも、「ようこそ先輩」として現場で活躍する卒業生から現場で必要になる能力を話してもらっている。また、入学時に提出してもらったレシピを実際に作る機会を設けている。

幼児教育学科の職業教育は自己形成を行う基礎教養科目をベースとして、他者に寄り添う保育者を目指し専門教育を行っている。教養教育における一般常識、人間性の構築は、そのまま保育の専門性を高めることにつなげている。職業教育は、基礎教養科目の「キャリアデザイン」において現場で働く専門家や先輩の話聞き、卒業してからの自分の進路についてイメージするところから始めている。また、大学での講義・演習で培う知識・技能をもって実習を行い、その実習の振り返りを行った後、再び現場を経験する積み重ねによって、学びを現場につなげていくという体制を確立している。

看護学科では、1年次に履修する基礎教養科目「キャリアデザイン」を通じて、学科で独自に作成したテキスト『こう学習すればわかる 聴く・読む・調べる・書く コツはこれだ！ 第5版』により看護職に必要な「伝える力」等の育成を行っている（備付-27）。また、「ようこそ先輩」で卒業生の話聞くことで、具体的な看護師像を描く試みを実施している。2、3年次に病院や施設で行う臨地実習を通して、職業への接続を図る職業教育を実施しており体制が整っている。学科独自でもキャリアサポートセミナーを開催して看護職の現場を理解する体制を確立している。

職業教育の効果については、「キャリアデザイン」や免許・資格取得に必要な科目の成績評価、就職先を対象として実施している卒業生評価アンケートの結果等で測定を行い、学科・専攻会で検討することでその評価・改善に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生便覧 [令和6年度] PP. 33. 44. 52. 63. 75、
2 学校案内 [2024・2025]、
6 授業概要 [令和6年度]
①生活科学学科 専攻科 養護教育専攻
②幼児教育学科
③看護学科 専攻科 地域看護学専攻 助産学専攻
8 飯田短期大学 Web サイト「教育・研究活動等の情報公開」
- 備付資料 3 「卒業後評価アンケート」結果、7 卒業認定会議資料、9 拡大教授会議事録、
28 飯田短期大学 Web サイト「FD・SD 活動」
29 ルーブリック ①生活科学専攻ルーブリック ②介護福祉専攻ルーブリック
③看護学科ルーブリック、
30 学習成果自己点検表、31 履修カルテ、32 保育内容 5 領域チェックリスト、
33 短期大学卒業生評価結果、34 成績通知書

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

学習成果については、以下のように具体性のある学習成果を定めている。授業科目ごとにも、学習成果および到達目標を示している。また、授業科目のナンバリングやカリキュラム・マップにより、学習成果がどのように獲得できるのかを示している（提出-6）。取得できる免許・資格についても明確にしている（提出-1）。

生活科学専攻

1. 衣生活、食生活、住生活および生活経営を基盤に、家庭経済や健康、ライフスタイル等の知識を修得し、生活を豊かにするための実践的な力を身に付けている。
2. 学校教育で求められる養護教諭の総合的な知識・技能・態度を修得し、それらを学校現場で発揮するための実践的な力を身に付けている。
3. 医療機関等で求められる医療事務の知識・技能・態度等を修得し、様々な健康問題を抱える方々の医療・保健・福祉に対応できる力を身に付けている。
4. 生活空間を形成する素材と生活を豊かにする表現についての知識や技術を修得し、創造を形にする感性およびそれを発信できる力を身に付けている。

介護福祉専攻

1. 人権擁護の視点を持ち、高い倫理観を身につけている。
2. 他者と協働し、相手の立場に立って考える態度を身につけている。
3. 介護福祉に関する専門的な知識を総合的に身につけている。
4. 介護福祉に関する基礎的な技術を身につけている。
5. 社会に通じるコミュニケーションの基本を理解し、そのための表現力を身につけている。
6. 他者を理解し、自分も自分らしく生きるために、自分を振り返る力を身につけている。

食物栄養専攻

1. 栄養士の職務とその重要性を理解している。
2. 「食」にかかわる専門的知識・技術を身につけている。
3. 各世代の「食生活」を支えるために、適切な助言・指導が行える。
4. 「食育」に必要な知識と技術をもち、食事の大切さについて、対象者にわかりやすく伝えることができる。
5. 「食」の研究者として、地域の健康課題解決に向けて考えることができる。

幼児教育学科

1. 他者との信頼関係を築くためのコミュニケーション能力を身につけている。
2. 保育の本質・目的を理解できる。
3. 保育の対象を理解できる。
4. 保育の内容と方法を理解し、保育を実践できるための技能を身につけている。
5. 保育者に求められている表現力を身につけている。
6. 多様化する保育ニーズに対応できる専門的知識・技能を身につけている。
7. 保育者としてふさわしい倫理観、人間性を身につけている。

看護学科

1. いのちの尊さがわかる。
2. 他者へ関心を寄せ、尊重して関わることができる。
3. 自らの課題を明確にし、解決に向けて努力できる。
4. 人の生活と健康について考えることができる。

5. 看護における専門的な知識を身につけている。
6. 看護における専門的な技術を身につけている。
7. 人々の健康課題解決に向けて考えることができる。
8. 他職種と協働する姿勢を身につけている。
9. 社会に通用するコミュニケーション能力を身につけている。
10. 看護者としての倫理観を身につけている。

学習成果の獲得については、全学として学習成果の獲得が在学期間内で可能となるよう学科・専攻で確認している。

学習成果については、以下のように具体性のあるアセスメント・ポリシーを示し、学習成果の測定を可能としている。

飯田短期大学

- ①卒業率 ②就職率 ③進学率 ④専攻科における学位授与件数 ⑤休学・退学率
⑥学生満足度 ⑦卒業時満足度 ⑧資格取得率 ⑨単位取得率 ⑩卒業後評価

生活科学専攻

- ①各科目の講義概要に示す配点比率に基づく成績評価 ②各科目の成績評価から得られるGPA ③免許・資格の取得状況 ④卒業制作における作品評価

介護福祉専攻

- ①各科目の講義概要に示す配点比率にもとづく成績評価 ②各科目の成績評価から得られるGPA ③介護福祉士資格取得状況 ④介護福祉士以外の本専攻で支援する免許・資格の取得状況 ⑤卒業時の到達目標に対する評価 ⑥卒業生アンケート評価 ⑦卒業率 ⑧休退学率 ⑨就職率・進学率

食物栄養専攻

- ①各科目の講義概要に示す配点比率に基づく成績評価 ②各科目の成績評価から得られるGPA ③免許・資格の取得状況 ④卒業率 ⑤休退学率 ⑥就職率・進学率

幼児教育学科

- ①学修成績評価 ②単位取得状況 (GPA) ③免許・資格の取得状況 ④卒業率 ⑤進路状況 (就職率・進学率) ⑥学生満足度アンケートの結果 ⑦卒業アンケート (卒業後評価) 結果 ⑧卒業研究 ⑨実習施設からの評価

看護学科

- ①学習成果ルーブリック評価 ②学習成績結果 ③GPA ④単位取得状況 ⑤実習施設からの意見 ⑥国家試験模擬試験結果 ⑦国家試験合格状況 (免許取得率) ⑧進路状況 (就職率・進学率) ⑨学生満足度アンケート結果 ⑩卒業生アンケート (卒業後評価) 結果

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

各授業科目の学習成果は、学科・専攻の学習成果に対応しており、カリキュラム・マップにそれを示している（提出-6）。

教員は、授業概要に成績評価の方法を示し、その評価方法により学習成果の獲得状況を適切に評価している。学生には、成績評価の方法として、評価項目（試験、実践、レポート、その他）、配分割合、評価の観点について履修前に示している（提出-6）。

教員の成績評価の状況については、教員が提出する成績評価・履修者名簿の確認を教務課が行っているほか、学科・専攻においてもその状況について把握し、点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みとしては、GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率がある（提出-8）（備付-28）。

全学としては、教務委員会が年2回前・後期末に全学及び各学科・専攻のGPA分布を作成し、学科・専攻で学習成果の獲得状況として確認している。また、教務課が単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率を集計・分析して卒業判定会議に提示している。

ポートフォリオ、ルーブリックについても学科・専攻で実施している（備付-29①～③、30～32）。

全学統一したルーブリックの実施については、これまで教務委員会において検討してきたが、学生が評価しやすい具体性の高い評価の在り方を考えると、学科・専攻においてルーブリック等を構築した方が学生のための学習成果の獲得状況の測定になると考え、学科・専攻で実施している。

学生調査及び学生による自己評価の活用については、教務委員会が行う学習調査結果、Webで回答する短期大学生調査、学科・専攻が行うルーブリック等の評価、授業改善アンケートの質問項目にある「あなた自身について」4項目の回答結果、実習記録の自己評価がある。

その他として、介護福祉専攻では、授業科目ごとに理解度の自己評価を行いそれも活用している。教職課程をもつ生活科学専攻、食物栄養専攻、幼児教育学科では、教職実践演習において、専門的な知識、技能に関わる理解と実践力獲得状況の自己評価を行っている。

大学編入学率、在籍率、卒業率については、教務課が集計し卒業認定会議の資料として、就職率については、学生課が毎月開催している拡大教授会の資料として提出しており、学習成果の獲得状況としてこの測定データを活用している（備付-9）。

卒業生への調査については、短期大学卒業生調査（一般財団法人大学・短期大学基準協会に委託）を毎年実施しており、その結果は全教職員が共有している（備付-33）。

卒業生の進路先を対象とする調査については、学科・専攻の学生委員会委員が中心とな

り、「卒業後評価アンケート」を卒業生の進路先に依頼し、毎年度一定数実施して回答を得ている。回答結果は学科・専攻において卒業生が本学において獲得した学習成果が就職先で活かされているか確認している。この調査は5年に1度、質問項目の見直しと5か年の評価の年度としており、令和7年度はその年度となる（備付-3）。

これら学習成果の獲得状況を測定した結果を、学科・専攻の学習成果の点検に活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学習成果の獲得状況については、成績評価、GPAのほか、卒業率、就職率、進学率、休学・退学率、学生満足度、卒業時満足度、資格取得率、単位取得率、卒業後評価等があり、可視化できるようになっている（備付-7、34）。

学生が獲得した学習成果を自覚することができるよう、学科・専攻、または授業科目の担当教員が学生に対し、成績評価、GPA、資格免許といった根拠を基に学習成果の獲得状況を説明している。

学習成果の獲得状況については、就職率、免許・資格取得率等をWebサイト、学校案内に公表している（提出-2、8）。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

生活科学学科においては、3専攻の学習成果及び学習成果評価に限られている。生活科学学科の学習成果及び学習成果評価を定める必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [令和6年度] PP.32.43.51.62.74、2 学校案内 [2024・2025]、

9 学生募集要項 [令和6年度(2024)・令和7年度(2025)]

提出資料-規程集 23 飯田短期大学 入学者選考規程

備付資料 9 拡大教授会議事録、10 高校訪問面談等記録

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針（AP）を確認できる面接等の選抜方法を採用している（提出-1）。

高大接続の観点により多様な選抜方法となるよう、入学者選抜には総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制・専攻科特別進学枠入試・公募制専願型・公募制併願型）一般選抜（一般選抜A・一般選抜B）、その他の選抜として、自己推薦入試、姉妹校特別選抜入試、社会人特別選抜入試、長期履修学生入試を設定している。選考基準は、評価比重一覧、募集定員を整え、明確に学生募集要項に示している（提出-9）。

入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、入学者選考規程に基づき実施している（提出-規程集 23）。

入学者選抜は、入学者選考規程に基づき実施している。学長は入学者選抜の責任者として、試験問題作成者の委嘱及び最終的な合否判定を行っている（備付-9）。

入試に関しては、入試事務局（教務課、広報課、財務・庶務課）を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

学生募集要項に本学及び学科・専攻の入学者受入れの方針（AP）を明確に示している（提出-2、9）。

学生募集要項に学科・専攻、選抜区分ごとの募集人員及び修業年限を明確に示している。

入学に必要な経費については、学生募集要項に入学金及び学科・専攻の前・後期の授業料を明示している（提出-9）。

受験の問い合わせの対応については、入試事務局（教務課・広報課）が適切に対応している。志願者やその保護者からの受験に関わる問い合わせに対しては、オープンキャンパスをはじめ、進学ガイダンスなどの機会に対応している。オープンキャンパスでは、学科・専攻での個別相談ブースのほかに、入試に関わる内容として、小論文、面接対策について全体での説明会を実施している。また、随時寄せられる電話やSNSでの問い合わせに対して、広報課職員と学科・専攻の教員が連携し個別に対応している。高校の進路指導担当教員からの受験の問い合わせに対しても適切に対応している（備付-10）。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [令和6年度]

6 授業概要 [令和6年度]

①生活科学学科 専攻科 養護教育専攻

②幼児教育学科

③看護学科 専攻科 地域看護学専攻 助産学専攻

備付資料 5 委員会議事録 ③学生委員会、

27 こう学習すればわかる 聴く・読む・調べる・書く コツはこれだ! 第5版、

35 入学に関するご案内書類一式、36 コミュニケーションカード、

37 学生向けアパート情報、38 キャンパスライフに対するアンケート結果、

39 就職活動ノート、40 模擬面接実績、41 進路一覧表等

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1の現状>

入学手続者に対して3月上旬に授業や学生生活についての情報を提供している(備付-35)。

入学者に対して、新入生オリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、学生生活をスムーズに行えるように学生便覧及びシラバスを使用し、学科・専攻で卒業に必要な科目の指導に加え、学習成果の獲得へ向けて目指す免許・資格取得に必要な履修指導を行っている(提出-1、6)。これらの指導に用いている学生便覧及びシラバスは、印刷物として学生に配布している。これ以外の印刷物としては、介護福祉専攻の「コミュニケーションカード」、看護学科の「こう学習すればわかる 聴く・読む・調べる・書く コツはこれだ! 第5版」がある(備付-27、36)。

学生の学習上の悩みや相談に対しては、学科・専攻にアドバイザーを配置し、身近にいる教員が学習における適切な指導・助言を行う体制を整備している。

基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生には、学科・専攻で個別指導や補講等の学習支援を行っている。進度の速い学生や優秀な学生には、高度な研究課題への取り組み、学内集談会発表、紀要報告等の学びを深める機会を提供している。また、地域企業と連携した商品開発、作品制作への参画を促すなどの学習支援を行っている。

図書館には図書館司書を配置し、書籍の紹介、学生が必要とする論文の取り寄せやWebでの検索方法の説明など、学生の学習向上のための支援を行っている。学生の海外への派遣は行っていない。学習成果の獲得状況を示す免許・資格の取得状況等のデータに基づき、国家試験対策講座及び公務員試験対策講座等の方法を点検している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

学生の生活支援のため教職員の組織は、学生委員会及び学生課を整備している。

学生の主体的参画活動の体制としては学生会があり、教職員の中から委嘱された学生会顧問が学生の主体的な活動を身近な立場から支援している。また、サークル活動にはサークル顧問、学園祭には学園祭実行委員会委員など、その活動が円滑にできるよう多くの活動に教職員を配置し支援体制を整えている。

学内には、学生食堂及び売店を設置している。食堂のメニューに関しては、管理部が委託業者と毎月打ち合わせを行い、学生が利用しやすいメニューを増やしたり、営業時間を長くしたりする等、学生の利便性にも考慮している。また、パウダールーム・スペースを設置するなどキャンパス・アメニティにも配慮している。

学生寮は現在無いが、宿舎が必要な学生に対しては、合格通知に本学で作成した「学生向けアパート情報」を同封している。また、オープンキャンパスにおいても、アパート情報を提供している（備付-37）。

通学のための便宜としては、学内に駐車、駐輪できるスペースを確保している。また、学内に「乗り合いタクシー飯田短期大学乗り場」を設置している。

学生の経済的支援制度として、飯田短期大学奨学金（貸与）、東本願寺奨学金（給付）を設けている。

学生の健康管理の体制としては、健康センターを設置している。センター長には、看護師及び養護教諭免許のある教員を配置している。また、養護教諭及び衛生管理者の免許を有する職員が常駐し、学生対応及びセンター業務を担っている。カウンセリングについては、外部のカウンセラーを配置しており、希望する学生が予約制し無料で受けられる体制をとっている。

学生生活に関する学生の意見や要望については、SD 委員会が学生に実施する「キャンパスライフに関するアンケート調査」により、その内容の聴取に努めている（備付-38）。また、学内に学生提案箱を設置している。

留学生は在籍していない。

社会人学生の学習支援体制としては、必要に応じて個別に対応している。障がい者の受入れ体制としては、障害者トイレ、スロープ、手すりなどの施設整備を整えている。また、希望する学生には、配慮届の提出が可能となっており、学内における合理的配慮の体制も整備している（備付-5-③）。長期履修学生の受け入れ体制も整えており、令和6年度は食物栄養専攻に2名が在籍している。

学生には、地域活動ボランティアの情報を提供している。学生の社会的活動については、活動を単位認定することで評価を行っている。教務課に学外活動届を提出し、活動実践記録が単位認定の基準を満たすことで科目「社会貢献活動」1単位として単位取得を認めることで、積極的に評価を行っている（提出-1）。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

就職支援のための組織としては、学生課がその役割を担っている。学生課では、キャリア

サポートセミナーの実施、就職活動ノートの作成・配布、履歴書の添削、模擬面接の実施している。個別の就職支援活動にも力を入れており、学生が就職活動の早い段階から相談を行うように促し、1年次から個別に対応している。また、個別面談結果をアドバイザーにフィードバックし、教職員間で連携をとって就職支援を行っている（備付-39～40）。

就職支援のための施設整備としては、学生課内に求人票閲覧スペースを設けているほか、相談カウンターや模擬面接室を整備している。Webで実施する会社説明会や採用試験がある際は、カメラ付きPCと学生課の個室を会場として提供している。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援として、学生委員会、学生課及び学科・専攻で公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、国家試験対策講座を実施している。開講にあたっては、学生が受講しやすいよう開催時期を考慮している。

卒業時の就職状況は、学生課が学科・専攻ごとに集計し、学科・専攻で分析・検討を行っている。その結果を学生の就職支援活動に活用している（備付-41）。

進学支援としては、本学専攻科に進学希望する学生に対しては、学科・専攻で学内推薦等の情報提供を行っている。4年制大学等への進学・編入を希望する学生には、学生課及び学科・専攻で指定校推薦の情報提供のほか、個別対応を行っている。留学に関する相談はなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

学びの経済的支援のため、本学独自の給付型奨学金の検討をしていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

改善計画①

生活福祉専攻及び看護学科では、カリキュラム改正が実施され、それに伴うカリキュラム・マップの見直しが必要になるため、改正に合わせて見直しをして、卒業認定・学位授与の方針（DP）と教育課程編成・実施の方針（CP）について点検していく。

生活福祉専攻（現介護福祉専攻）及び看護学科では、カリキュラム改正に伴い、カリキュラム・マップの見直し、卒業認定・学位授与の方針（DP）と教育課程編成・実施の方針（CP）の点検を行った。また、令和5年度の共学化に伴う教育理念の見直しにより、令和6年度には教務委員会を中心に、全学及び学科・専攻の教育目的・目標及び入学者受け入れ方針（AP）、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）を再考した。

改善計画②

本学全体でキャップ制を導入したことに伴い、各学科・専攻での配当年次の見直しや時間割の調整が難しくなった部分はあるが、担当教員と相談しながら、なるべく学生に負担の少ない時間割となるよう設定していく。

本学のキャップ制が単位制度の実質化の促進に資するよう、既存の授業科目や新カリキュラムの授業科目について、学科・専攻及び授業担当教員等で配当年次や時間割等の再確認を行った。

改善計画③

基礎教育科目と専門教育科目については、教務委員会の中で確認した上で、各学科・専攻が2つの関連性について検討しカリキュラム・マップに反映させる。また、学生便覧及び授業概要において学生へ分かりやすく示していく。

基礎教育科目と専門教育科目の関係性については、教務委員会での確認や学科・専攻での検討を経て、カリキュラム・マップに反映させ、それを学生便覧及び授業概要に明記し、学生に分かりやすく示した。

改善計画④

学力の3要素を的確に測定できるように推薦入試に関しては小論文試験の導入を行っているが、一部学科で一般入試について測定できる仕組みがまだ整っていないため、測定できる方法について検討を行う。

推薦入試だけでなく、一般入試においても小論文試験の導入を行い、学力の3要素を的確に測定できるようにした。

改善計画⑤

学習成果の獲得が難しい学生については、授業や実習への出席や課題の提出状況を常にチェックし、より早い段階で把握し教員間で情報共有し、必要に応じて個別での学習支援を行っていく。

学習成果の獲得が難しい学生には、授業担当教員が授業や実習の履修状況を随時確認し、必要時には学科・専攻の教員間で情報共有したうえで、学生に適した個別の学習支援を行った。

改善計画⑥

令和2年度より、共通のポートフォリオを実施することとなった。1年間をかけて実施し方法などの見直しを行っていく。

令和2年度に共通のポートフォリオを実施し、その後、教務委員会で全学共通の様式や方法などを検討したが、学生の学習成果の可視化には、より具体的なポートフォリオの実施が必要であるとの見解から、令和3年度より学科・専攻でのポートフォリオを実施している。

改善計画⑦

書籍の収納スペース拡大は、すぐには行うことができないため、随時、除籍し新旧の入れ替えによって学生のニーズに合わせた書籍を取り揃えていく。また、図書館の機器に関しては、計画的に入れ替えを行っていく。

図書館では、書籍の計画的な除籍により授業概要に掲載している参考書、学生の要望等に
応じた書籍を揃え、新旧書籍の入れ替えを適切に行っている。図書館では図書自動貸出機、
ブックディテクションシステム（BDS：無断持ち出し防止装置）を使用しているが、現在も
使用可能であり、現時点で入れ替えを必要としていない。

改善計画⑧

学習成果の獲得へ向けて、課題を抱える学生の情報共有・個別支援するために、クラス
アドバイザー及び学科教員、健康センター、学生課等、教職員が連携し、多様な学生への
支援を充実させる。

課題を抱える学生には、クラスアドバイザー及び学科・専攻の教員、健康センター、学生
課等が学生の状況や必要となる合理的配慮等の情報を共有し、そこに関わる様々な教職員
が連携することで学生支援の充実を図った。

改善計画⑨

留学生の受け入れに関して、本学で学ぶだけの日本語能力を有した学生に対して入学の
受け入れを行ったが、今後、入学後にも日本語能力を高める支援を検討していく。

留学生がいなかった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学独自の給付型奨学金の検討をしていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料-規程集 11 学校法人高松学園 組織規程、12 学校法人高松学園 文書管理規程、13 学校法人高松学園 文書取扱規程、14 学校法人高松学園 公印取扱規程、15 学校法人高松学園 稟議規程、33 飯田短期大学 図書・学術委員会規程、34 飯田短期大学 図書・学術委員会細則、37 飯田短期大学 FD 委員会規程、38 飯田短期大学 SD 委員会規程、43 飯田短期大学 就業規則、44 飯田短期大学 裁量労働取扱規程、45 飯田短期大学 教職員任用規程、47 飯田短期大学 教員選考規程、52 学校法人高松学園 育児・介護休業規程、55 飯田短期大学 旅費規程、59 飯田短期大学 学術研究等助成規程、60 飯田短期大学 紀要投稿規程、62 飯田短期大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程、63 飯田短期大学における人を対象とする研究に関する倫理規程、90 非常勤教職員就業規則

備付資料 5 委員会議事録 ④SD委員会 ⑤FD委員会、6 授業改善アンケート結果報告書、8 学習成果の評価綴り、38 キャンパスライフに対するアンケート結果、42 専任教員の研究活動状況表、43 外部研究資金の獲得状況一覧表、44 飯田短期大学紀要 第41集（令和6年度）、45 SD研修会資料、46 教員以外の専任職員の一覧表、47 業務シート、48 令和6（2024）年度 学務分掌、49 FD通信

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

学科・専攻の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、免許・資格取得に必要な教員を配置している。

また、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて教員組織を整備しており、専任教員及び専任助手と非常勤教員（兼任・兼担）及び非常勤助手を配置している。

専任教員の職位は、採用時及び昇任時に「飯田短期大学教職員任用規程」（提出-規程集 45）及び「飯田短期大学教員選考規程」（提出-規程集 47）に基づき、学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等の提出を受け、短期大学設置基準の規定を満たし、適切な人材であることを専任教授会において確認した上で決定している。

非常勤教員の採用は、専任教員と同様に、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用し、適切な人材であることを専任教授会において確認した上で決定している。指導補助者は配置していない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動は、各専門領域の研究のほか、学生の教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいたFD研究を行い成果をあげており、所属する学会等を通じて発表している論文、共同研究、科研費への申請や専門領域に基づいた研究内容となっている(備付-42)。

科学研究費補助金及び外部研究費は、教員と事務局の連携により獲得している(備付-43)。

研究活動に関する規程は、「飯田短期大学図書・学術委員会規程」(提出-規程集 33)に定められておりその規程の細則「飯田短期大学図書・学術委員会細則」(提出-規程集 34)の中に、本学紀要、学内研究集談会、学術研究等助成について定められている。また、「飯田短期大学学術研究等助成規程」(提出-規程集 59)に基づき学内共同研究助成、法人内共同研究助成、海外航空運賃助成、出版助成、本学で開催する学会等の開催経費助成が行われている。

研究倫理を遵守するための規程は、「飯田短期大学研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」(提出-規程集 62)に定められており、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならない旨を明記し、研究倫理委員会を設置している。また、倫理を遵守した研究活動を推進すべく、「飯田短期大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」(提出-規程集 63)のもとに研究倫理審査委員会が設置されている。研究倫理審査委員会では、学内の教職員のほかに、専門知識を持った学外者が委員として構成されている。委員会では、教職員に対し研究倫理についての啓発・研修などの活動を行っている。研究や研究指導を行う前に、APRINによるeラーニングを課している。APRINには研究倫理必須項目と人を対象とした研究項目があり、その修了証明の提出を義務付けている。研究内容及び倫理的な問題がないかどうかを事前に確認した上で、研究計画を立てるように学内に周知している。研究成果を発表する機会として「飯田短期大学紀要投稿規程」(提出-規程集 60)に基づき「飯田短期大学紀要」(備付-44)を年1回刊行している。また、本学教職員の様々な分野の研究成果の報告や評価、相互連携を目的として「学内研究集談会」を毎年開催している。令和6年度、紀要は第41集を刊行し、学内研究集談会は第29回目を迎えた。

専任教員には裁量労働制を採用し、裁量により研究時間の確保ができるようにしている(提出-規程集 44)。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関する規程については、単独では整備していないが、学術研究等助成規程(提出-規程集 59)、図書・学術委員会細則(提出-規程集 34)、旅費規程内規(提出-規程集 55)の中に海外の渡航に関する規定が含まれており、それを準用している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務職員は、各部署に必要な能力を有している人を採用している。また業務に必要な専門

的な知識等は実際の業務を行う中で自己研鑽に努めている。このほか、SD 研修や外部研修への参加を通して専門性を高めている（備付-44、5-④）。

事務職員の能力や適性を十分に発揮できるよう、本人の経歴や技能等を考慮して適切に配置している（提出-規程集 45）（備付-46）。

事務関係諸規程は、「学校法人高松学園組織規程」（提出-規程集 11）、「学校法人高松学園文書取扱規程」（提出-規程集 13）、「学校法人高松学園公印取扱規程」（提出-規程集 14）、「学校法人高松学園稟議規程」（提出-規程集 15）等、学校法人の規程として整備している。

事務局は教務課、財務・庶務課、広報課がワンフロアにあり、学生課は学生が出入りできるよう別に配置している。また、地域連携センター、健康センター、図書館は別棟にそれぞれ配置している。各部署の情報機器や備品は必要な物を整備し、大学事務システム（UNIVERSAL PASSPORT）とファイルサーバーにより各部署間の円滑な情報共有を行っている。

事務職員は年度当初に事務局目標及び各部署目標を設定し、年度末に総括を行っている（備付-47）。また、各部署で定期的にミーティングを実施し、業務活動の点検を行い、随時見直しと改善をしている。さらに、部課長会を定期的に行い、各部署との連携を図っている。半期に一度行われる事務職員会議において、各部署の業務内容や問題点の確認を行い、改善につなげている。

学生の成績記録については半期ごとに作成され、最終的に学籍簿を作成し適切に保管している（提出-規程集 12～13）。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

令和4年度短期大学設置基準の一部改正により、事務職員がこれまで以上に教員と対等の立場で教職協働体制を構築して、短期大学運営に参画することが求められた。本学では、この改正以前より教職協働による適正かつ円滑な管理運営を推進するための組織体制を整え、学習成果の獲得に向けて運営を行っている。

本学の教育研究活動等は、学務分掌に基づき実施・運営され、責任の所在を明確化している（備付-48）。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

SD活動は、「飯田短期大学SD委員会規程」（提出-規程集 38）に従い、教育課程及び学生支援を充実させるため、教職員の資質向上に関する事項、事務局の業務や学校運営の改善に関する諸活動を行っている（備付-5-④）。年1回のキャンパスライフに対するアンケートを

実施し、学生生活に対する満足度・要望の把握、学習環境の整備・改善に役立っている(備付-38)。教職員に対しては、大学等の運営に必要な知識・技術を身に付け、能力・資質を向上させるための研修を実施している(備付-45)。令和6年度は教育研究活動及び学生支援を充実させるために、SD研修として「人を大切にするキャンパス作り」「親鸞聖人の教えを学ぶ」「かんたんに作る布ブローチ」を計画・実施した(備付-5-④)。

FD活動は、「飯田短期大学FD委員会規程」(提出-規程集37)に従い、FD委員会を組織し、適切に実施している。FD活動として、新任教職員研修、授業改善アンケート(備付-6)、学習成果の評価の集約(備付-8)、FD通信(備付-49)を発行している。また、教員の授業・教育方法の改善・向上を目的としてFD研修会を開催している(備付-5-⑤)。令和6年度のFD研修会では、地元高校の現任教諭を講師として迎え、「評価を知り指導に生かす」と題し、高校での指導を引き継ぎ、進学後の学習成果にどう生かすべきかについてグループディスカッションを含めて行った。指導補助者の研修に関する規程は整備していない。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6の現状>

教職員の就業に関する規程は、「飯田短期大学就業規則」をはじめとする諸規程に定めている(提出-規程集43、44、52、90)。これらの規程は、関係法令の改正に合わせて改定している。諸規程は飯田短期大学規程集にまとめ、整備している。

規程集は学科長、専攻主任、部課長に配付し、学科・専攻、事務局で、教職員はいつでも閲覧できる状況にある。また、規程に変更があった場合は、拡大教授会で配付・周知している。新規採用された教職員には、就業規則を配付している。

教職員の就業は、就業規則に基づいており適正に管理している。

教職員の採用、昇任は就業規則及び「飯田短期大学教職員任用規程」、「飯田短期大学教員選考規程」に基づいて行っている(提出-規程集43、45、47)。採用・昇任については、教授会で決定し、最終的に理事会の承認を得ている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集 68 学校法人高松学園 経理規程、69 学校法人高松学園 固定資産及び物品管理規程、84 飯田短期大学 危機管理基本方針、85 飯田短期大学 危機管理ガイドライン

備付資料 50 校地・校舎に関する図面、51 自営消防組織

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、54,768 m²の校地面積を有し、短期大学設置基準で定められている面積を十分満たしている。学生間の交流場所として、学生ホール・学生食堂などの環境を整えている。教育や厚生補導を行う上で必要なグラウンド、テニスコート、体育館を設けており、式典や全学集会を行う講堂を設置している。学生寮については、令和2年度に閉寮したため、現在は設置していない（備付-50）。

学科・専攻の教育研究を行うための教室、研究室を備えている。短期大学設置基準で定められている必要な教室面積は基準を満たしており、教育活動を行う上で必要な広さを有している。

学生が空き時間に、学生ホール、学生ロビー、学生食堂、図書館等を利用し休息できる場所を確保している。また、グラウンドや図書館前のフリースペースにテーブルや椅子、ベンチ等を設置し学生が自由に利用できるようにしている。

本館棟・看護棟の入口にはスロープを設置している。本館棟・介護棟には、多目的トイレがあり、看護棟・地域響流館には、エレベーターを設置している。校舎以外では、本館棟前の駐車場に障害者専用の駐車場を設置している。しかし、様々な障がい者に対応できるほどの、バリアフリー環境までは整備されていない現状である。

教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、学科・専攻で資格取得に必要な教室、実習室を備えている。

全ての専任教員と非常勤助手には、研究室（一部、共同研究室）を整備している。

通信教育を行う学科の開設は行っていない。

授業を行う教室・実習室には、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき必要な機器・備品を整備している。また、定期的に学科・専攻で、機器・備品の更新を行っている。

図書館では、学科・専攻のシラバスに沿った資料について、主に日本十進分類法で配置し利用者へ提供している。また、電子書籍や電子ジャーナル、デジタル新聞を導入し、時間や場所を問わず利用でき、視覚障がい者へ配慮した資料提供も可能となっている。

資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備そのほか、教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。

提供のシステムの整備として、オンラインで蔵書検索ができる OPAC システムや、文献検索データベースを契約し、情報検索方法の指導を学生に対して行い、利用者の利便性を高め

ている。利用の促進に関する環境整備として、推薦図書展示、館内の案内表示の工夫及び SNS を使った広報活動等を行っている。

購入図書の選定に関しては、シラバスや雑誌・新聞の書評等を参考に司書が行っている。図書の廃棄に関しては、「図書館資料除籍及び廃棄マニュアル」に則り行っている。

資料の提供に関しては、ILL サービスを契約し、他の短期大学図書館との協力を努めている。県内 8 大学・短大で図書館研究会を開催し、情報交換や図書館環境の向上に努めている。

オンライン授業を行う際、教室からの配信を基本としているため、オンライン専用教室の整備は、行っていない。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理を適切に行うため、「学校法人高松学園 経理規程」、「学校法人高松学園 固定資産及び物品管理規程」を整備している（提出-規程集 68～69）。

施設設備、物品の維持管理については、「学校法人高松学園 固定資産及び物品管理規程」に基づいて管理している。

火災・防災・防犯等の危機管理についての諸規程として、「飯田短期大学 危機管理基本方針」「飯田短期大学 危機管理ガイドライン」を整備している（提出-規程集 84～85）。

毎年 5 月に防災訓練を計画し、学生・教職員参加の避難訓練、安否確認及び講話を行っている。防災訓練実施に伴い、各係分担での準備・反省を通して、必要な備品等の点検を実施している。また、震災発生時や有事の際の情報発信・安否確認ツールとして、安否確認サービスアプリ「オクレンジャー」を導入している。学生・教職員は、各自のスマートフォンにアプリをインストールし、学校からの情報が確認できるようにしている。学生は、入学時オリエンテーション内でオクレンジャー登録を行っている。防犯対策として、敷地内に防犯カメラを設置している（備付-51）。

学内で使用するパソコンには、セキュリティソフトウェアを入れ、さらに学内ネットワークセキュリティ機器として「ファイアウォール」、「UTM」を導入し、セキュリティ対策を行っている。近年増加している、フィッシング詐欺や、ランサムウェアの脅威について、長野県警察本部サイバーセキュリティ戦略推進室から講師を招き、教職員を対象に講習会を実施するなどのセキュリティ対策にも取り組んでいる。

省エネルギー・省資源対策として、LED 電気器具の交換を順次実施している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校舎や施設の老朽化が進んでおり、修繕や更新の必要性がある。特に、体育館・講堂の修繕・建て替えが課題となっている。

障がい者への十分な対応ができていない校舎がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 52 学内 LAN の敷設状況、53 飯田短期大学ネットワーク完成図面、
54 パソコン教室レイアウト図

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、専門業者の助言を得て、機器・施設の整備、技術的サービス、専門的な支援の向上と充実を図っている。

学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングの提供については、基礎教養科目「情報処理」や学科・専攻専門科目の中で行っている。教員に向けては、個人情報への扱いや情報セキュリティなどの注意喚起、問い合わせがあった際の助言を行っているが、情報技術の向上に関するトレーニングまでは行っていない。

技術的資源と設備については、計画的に維持、整備できるよう学科・専攻から必要な設備等を予算計画時に聞き取り、更新等を行っている。技術的資源の維持として、新しく導入したシステムに関しては、操作方法のマニュアルを配布し、不明な点がある場合は、個別対応等を行うことで、適切な状態を保持できるよう努めている。

情報機器やネットワークは適切に整備・維持している。学生及び教職員には学内システム（UNIVERSAL PASSPORT）や Microsoft のアカウントを付与し、有効に活用している。また、定期的に、利用に関する内容・方法について検討・見直しを行っている。

教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき授業が実施できるよう、教務課で貸し出し用のパソコンを確保し、教員は 1 人 1 台パソコンを研究費で購入している。また、パソコン教室でパソコンが利用できるよう、教員にアカウントを付与している。事務職員には、1 人 1 台のパソコンを割り当てている。教職員は、学内システム（UNIVERSAL PASSPORT）や、Microsoft Teams を使用し、短期大学運営を行っている。

学生の授業や空き時間を利用して学習を行えるよう、学内 LAN の整備をしている。教室に設置している学内 LAN は、授業で活用することができる。学生は、学内 LAN を使用したパソコンをパソコン教室と図書館で使用できる。フリースペースや一部教室では、無線 LAN 環境を整え、パスワードを周知し個人のパソコンや携帯端末からインターネットに接続が可能である。無線 LAN の使用可能場所は、適宜拡大している（備付-52～54）。

教職員は、オンラインでの会議等の実施、Microsoft Teams を利用したファイル共有等、新しい情報技術を授業や大学運営に活用している。

パソコン教室は2教室あり、パソコンの維持・整備については、専門業者に保守を委託している。第1パソコン教室はマルチメディア教室としても対応できるよう、各学生端末横へ教材提示モニターを設置している。第2パソコン教室では、ノートパソコンを接続できる学内LANを設置し、オンライン面接や会議等で利用できるように整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教員に向けての情報技術の向上に関するトレーニングを行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

改善計画①

研究活動ができる環境整備のために、持ちコマ数の見直しや、裁量労働制を利用して弾力的な研究時間の確保ができるように学科・専攻での調整を行い、単年度での研究だけでなく、計画的に複数年にわたって研究ができるように検討・整備をしていく。

裁量労働を利用して、研究時間の確保ができるようになった。

改善計画②

事務職員は、SD 委員会での活動のほか、各課に必要な能力を身につけられるように部長が中心となり、職務に応じた勉強会を実施していく。

部署での研修は実施したが、職務ごとの勉強会の実施はできていない。

改善計画③

建物に関しては、学園全体がかかわるため優先順位を設定し、中長期計画に沿った建物の更新・改修が行えるよう理事会、運営会議等で検討していく。

建物に関しては、各部門での整備を順次行っている

改善計画④

教育環境の充実及び資源対策として、各種書類の電子化や、機器備品の更新を順次行えるように計画を立て順次実施していく。

電子化については、令和7年度に実施。機器備品の更新については、学科・専攻に聞き取り、優先順位を付けて実施している。

改善計画⑤

現在、情報技術の専任職員等の配置を行っていないため、教職員・学生サポート等ができるように人事計画を立てる。また必要に応じて、外部からの技術講習を計画し、長期休暇等を利用して実施する。

SEを採用した。教職員・学生のサポートを行っている。

令和7年度のSD研修会で外部講師を招き実施する予定。

改善計画⑥

財務内容の赤字基調から脱出するため、人件費について昇給の基準・賞与等の見直しを行う。また、定員充足率が低い幼児教育学科については、定員数の見直しを行う。

今回評価対象外

改善計画⑦

学生数の確保に向けては、共学化を視野に入れた改革や教育の質の向上、退学者を減らすための方策を重点的に実施できるように検討していく。

令和5年度に共学化を行った。

改善計画⑧

また、外部資金獲得のため、寄付金の募集や、一般補助獲得へ向けて学内での整備をしていく。

今回評価対象外

改善計画⑨

本学の使命を果たしていくために、学内改革実施に向けて、中長期計画の見直しを必要に応じて行いながら進めていく。

今回評価対象外

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

<根拠資料>

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画